

令和2年4月17日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
施設の使用制限の要請等について

昨日、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域とした緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県としてもこのような状況を踏まえ、県下全域を対象とし、5月6日までの間、県民の皆様に対し特措法第45条第1項に基づく徹底した外出自粛の要請をするとともに、事業者の皆様に対し特措法第24条第9項に基づき4月18日（土）から5月6日（水）の間、施設の休業要請等を行うこととしました。

貴会におかれましては、会員事業者の方々に広く周知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今後も、県民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

※ 施設の休業要請等の詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】<https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>
・「休業協力要請」について